

個人会員について

2013.05.30

【入会諸規則】

1. 入会時の条件
 - ① 幸手市に在住又は在勤の人
 - ② 協会の活動に協力すること
2. 入会手続き

事務局に協会の説明を受け、申し込み用紙を提出する

↓

常務理事会で審議し、理事会で承認
受持ち理事を決定

【参加競技大会】

協会主催の大会に参加できる。
団体戦に関しては、他の個人会員又は加盟団体の会員とのチーム編成により参加ができる。

【会費】

個人加盟の会費は、1名、年額3,000円とする。
毎年4月末までに協会の銀行口座に振り込み納入するものとする。

【協会から連絡】

各理事に受持ち区域を定め、個人会員のフォローにあたる。(受持ち理事)

フォローの内容は、

- ①協会主催の大会と市主催の市民大会の連絡を行い、参加費は当日までに納入。
参加の手続きを代行する。
- ②ドロー表・大会結果・ランキング表を配布する。
- ③会の雨天時等の連絡を行う。

下記の情報は、個人会員自身でホームページにて情報収集すること。

- ①協会行事予定
- ②県の大会・講習会の情報

【会議への参加】

個人会員が理事になるには、「協会への協力が顕著である」と理事よりの推薦があった場合、常務理事会にて審議し、理事会にて承認を受けた後、理事の資格が得られる。
理事になった場合、協会の役員になれるが、会長・常務理事・会計になることはできない。